

令和5年12月29日
高知県農業協同組合

「ニラ」からの適用外農薬成分の検出について

みだしのことにつきまして、令和5年12月21日（木）、JAグループの残留農薬自主検査で、当JA管内の1生産者の「ニラ」から農薬成分の「プロシミドン」が食品衛生法で定められた残留基準値を超えて検出されました。

この成分を含む農薬は、「ニラ」への使用が認められていません。

消費者及び関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、以下にその内容をお知らせいたします。

記

1. 経過と対応

令和5年12月21日（木）にJAグループの高知県農産物安全検査センター（一般社団法人 高知県農業開発機構が運営）が行っている残留農薬自主検査で、農薬成分の「プロシミドン」が0.02ppm（食品衛生法上「ニラ」の残留農薬基準値は0.01ppm）検出されたとの報告を受けました。

当JAでは、直ちに当該生産者の出荷を停止するとともに、農薬使用実態を調査しました。

その結果、当該生産者の生産履歴から使用実態はなく、本人にも確認し、改めて公的検査機関の一般社団法人 高知県食品衛生協会 食品分析センターで検査を実施しました。

結果は0.06ppm（基準値超過）でした。このため、現在、その原因について調査中です。

当該生産者が収穫・出荷した「ニラ」は、当JAより県外・県内の市場に187kg出荷しており、その内185kgを回収するとともに、残りの回収に取り組んでいるところです。

県外市場の都府県は、東京、新潟、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山です。

2. 再発防止対策

現在、JA及び関係者で原因究明に向け取り組んでいるところです。

各生産者へは、再度、農薬の適正使用について周知し、安全・安心への取り組みを徹底いたします。

3. 農薬成分「プロシミドン」の健康面への影響

検出濃度から、健康被害の恐れはないと思われます。

(「1日摂取許容量 (ADI)」を超えない)

※「1日摂取許容量 (ADI)」とは、人が毎日、一生涯、食べ続けても、健康被害が生じないと考えられる量で、当件では、体重 50kg の人が毎日 29kg のニラを食べ続けても健康に影響はありません。

<参考>

「プロシミドン」は、ネギ、キュウリ、トマト、ピーマン、ミカン等に使用が認められている農薬成分です。

以上